五　空中線電力の偏差

［1　略］

2　測定器の条件

［(1)・(2)　略］

(3)　バースト長がバースト繰り返し周期に比べ極めて短い場合又はバースト周期が長時間になる場合の平均電力測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	一の無線チャネルの占有周波数帯幅以上
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	１バースト継続時間以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

(4)　尖頭電力の測定において、スペクトル分析器を使用する場合のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）
掃引周波数幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の規定値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	一の無線チャネルの占有周波数帯幅以上
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの連続時間以上）
掃引モード	連続掃引（波形の変動がなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　略］

4　測定操作手順

［(1)～(3)　略］

(4)　平均電力の測定において、バースト長がバースト繰り返し周期に比べ極めて短い場合又はバースト周期が長時間になる場合は、スペクトル分析器を2(3)のように設定し、中心周波数を試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）として、バースト内平均電力を測定する。測定値がバーストごとに変動する場合は数回測定し、バースト内平均電力の最大となる値を測定値とする。

(5)　尖頭電力の測定にスペクトル分析器を使用する場合は、2(4)のように設定し、中心周波数を試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）として、尖頭電力を測定する。

［5・6　略］

六　隣接チャネル漏えい電力

［1　略］

2　測定器の条件

スペクトル分析器は次のように設定する。

中心周波数	試験周波数（単位チャネル割当周波数）
	(1)　試験周波数の測定を行う場合 試験周波数（単位チャネル割当周波数）
	(2)　上側隣接チャネル漏えい電力の測定を行う場合 試験周波数（単位チャネル割当周波数）＋（単位チャネル幅／２）＋（ｎ＋１）
	(3)　下側隣接チャネル漏えい電力の測定を行う場合 試験周波数（単位チャネル割当周波数）－（単位チャネル幅／２）＋（ｎ＋１）

五　空中線電力の偏差

［1　同左］

2　測定器の条件

［(1)・(2)　同左］

(3)　バースト長がバースト繰り返し周期に比べ極めて短い場合又はバースト周期が長時間になる場合の平均電力測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍以上
掃引時間	１バースト継続時間以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

(4)　尖頭電力の測定において、スペクトル分析器を使用する場合のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の規定値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの連続時間以上）
掃引モード	連続掃引（波形の変動がなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　同左］

4　測定操作手順

［(1)～(3)　同左］

(4)　平均電力の測定において、バースト長がバースト繰り返し周期に比べ極めて短い場合又はバースト周期が長時間になる場合は、スペクトル分析器を2(3)のように設定し、中心周波数を割当周波数として、バースト内平均電力を測定する。測定値がバーストごとに変動する場合は数回測定し、バースト内平均電力の最大となる値を測定値とする。

(5)　尖頭電力の測定にスペクトル分析器を使用する場合は、2(4)のように設定し、中心周波数を割当周波数として、尖頭電力を測定する。

［5・6　同左］

六　隣接チャネル漏えい電力

［1　同左］

2　測定器の条件

スペクトル分析器は次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数 搬送波周波数＋100kHz×（ｎ＋１） 搬送波周波数－100kHz×（ｎ＋１）
掃引周波数幅	全電力（搬送波電力）測定時：ｎ×200kHz 上側及び下側隣接チャネル漏えい電力測定時：199kHz
分解能帯域幅	１kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）